

○質疑（三好委員） きょうの資料にはありませんでしたけれども、防災について2点お尋ねしたいと思います。

まずは防災Webの閲覧のふぐあいについてであります。

先日、先々日と、台風18号による京都の被害もいろいろと報道されているところでありますけれども、先月末から今月上旬にかけて日本各地で大雨が降りました。本県でも、人的被害こそありませんでしたけれども、避難勧告が出されたところであります。人的被害を食いとめるために、とにかく、気象情報や避難に関する早くて正確な情報を提供することが何よりも大切であります。しかしながら、このたびの大雨で、9月4日でありますけれども、県の防災情報サイト、広島県防災Webにアクセスが集中して、一時閲覧できなくなるという状況が発生しております。

この日は朝から雨が降っておりまして、私のところも小学校の子供がいますけれども、学校は休校になるということで、いろいろと実際に調べてみたのですが、9時ごろ、非常につながりにくかった記憶があります。交通のことや、ライフラインのことが一遍に見られる大変いいサイトだと思うのですが、こうしたことは、せつかく何か情報をとりたいということでアクセスした県民にとっては、逆につながらなかったということで怒りも倍増したというふうに思っています。

新聞報道では、1分間当たり4,000件の新規アクセスがあつて、これに対応できなかった、現状では2,000件までしか処理ができなかったので今後は当面3,000件に対応できるように機器の増強を始めたということが書いてありました。そもそも、4,000件に対応できずフリーズしたということでもありますので、直ちに4,000件に支障がないようにしますと発表するのが本来だろうと思っておりますけれども、ここには3,000件と書いてあったわけであります。当面の目標でありますので、ささいなことでありましようけれども、できれば、ちまちなせずに、どんと対応していただいたほうが安心感につながったのだろうと思っております。

そこで、まず、なぜ3,000件なのかということと、実際、この3,000件は現在きちんと対応ができているのか、また、実際に4,000件でフリーズしたわけでもありますので、今後どういふふうな対応をされようとしているのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○答弁（危機管理課長） おっしゃるとおり、先日、広島県の防災Webについて、大雨でアクセスが集まり、閲覧しにくい状況があつたということについては本当に申しわけないと思っております。

お尋ねの点でございますけれども、なぜこのようなことが起きたかというところが1点目でございますが、冒頭にもありましたように、今回、1分間に2,000アクセスのところへ4,000アクセスがあつたというような形の報道であつたと思っております。これは、人数に換算いたしますと延べ約1万人の方が同時につながるように、もともとは御用意しておりました。それに対しまして、その倍ですが、2万人の方がアクセスされて、表示されるものが最大で10分程度遅くなった方が中にいらつしたという状

況だったと聞いております。

2点目でございますけれども、なぜ3,000件にふやしたのか、なぜ4,000までいっていないのかという話だったと思いますが、これにつきましては、すぐ対応できる部分の機器の調整で3,000件ということをさせていただきまして、現在もそれが動いています。加えまして、現在、前回のアクセスが集中して閲覧が遅くなったときの件数である4,000件に対応できるように準備しておりますけれども、テスト等がございますので、それが済み次第、4,000件に対応してまいりたいと思います。

今後のお話があったと思いますが、今後につきましては、さらにもっと大がかりな事態も予想いたしまして、4,000アクセスを上回るアクセスがあったときに対応できる仕組みというのを今、用意しつつありますので、これも速やかに検討して、鋭意それを上回るものにも対応できるようにしてまいりたいと思っております。

○要望・質疑（三好委員） 現在、3,000件はクリアできているということで安堵いたしました。いろいろと個人で情報をしっかりとろうということになっています。そして、警報の出し方とか、情報の提供についての非常に厳しい目も注がれていますので、ぜひとも、引き続きよろしく願いいたします。

2つ目でありますけれども、災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者対策についてお伺いいたします。

まず、名簿についてでありますけれども、災害発生時の避難に支援が必要とされます避難行動要支援者の避難プランにつきましては、その名簿について、また個別計画の作成などについて、これまで各市町で鋭意取り組まれているのだらうと思いますけれども、一方で、情報管理の問題などもあって、いろいろと難しい面もあったとお聞きしております。

こうした中で、このたび、さきの通常国会で災害対策基本法が改正されまして、名簿の作成が市町に義務づけられたということでもあります。つまりは、国が市町に対してお墨つきを与えたということでもありますので、今後、名簿の作成もさらに加速するのだらうと期待しておりますけれども、まず現状として、県内の市町について名簿の作成状況が現在どういうふうになっているのか、教えていただきたいと思っております。

○答弁（地域福祉課長） お尋ねの、災害時要援護者支援プランに基づきます災害時要援護者の名簿、従前のものがございますけれども、こちらにつきましては、消防庁のほうで4月1日現在の調査をした段階では、16市町で整備されておりました。

現在、3市町が新たに作成されまして、残る4市町につきましても今年度中には作成完了というふうにお伺いしております。

○要望・質疑（三好委員） こういう流れであり、それと名簿の管理でありますから、やろうと思ったら早くできることでありまして、ぜひともしっかりと整えていただきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、個別計画の作成ということについてお伺いしたいと思います。

要支援者の避難行動を早く、そして正確にするためには、先ほど言いました名簿の作成だけではなくて、それぞれの状況や、また、受けている医療、介護の状況に応じて個別計画を作成しておくということが非常に重要とされておりますけれども、この個別計画については、このたびの法改正には含まれていないため、引き続き要支援者の同意を得ながら、要は任意でつくっていかないといけないわけでありまして、現場はなかなか大変なようでありまして、民生委員の方から聞いた話では、家に引きこもりがちな人で、災害時に支援が必要だと思われる人ほど、いつ死んでもいいからほうっておいてくれということで、個別計画の作成のヒアリングを断るというケースも多々あるというふうに聞いております。

社会福祉協議会を初め、民生委員や介護支援専門員などの方々は、日ごろからこうした障害者や要支援者の方々とかかわることも多くて、対応が必要とされる方々の情報も恐らくはたくさんお持ちであろうと思います。県もこうした方々とコネクションがあるわけでありまして、連携・協力して、個人情報の把握についてよい知恵を出し合って、市町の個別計画の作成を後押ししていくべきではないかと思っておりますけれども、こうした点について、どうお考えか、またこれからどういうふうに取り組もうとされているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○答弁（地域福祉課長） おっしゃいますとおり、個人の方で、個別計画の作成の話をいたしましても自分はいいからという形でお断りになる方がいらっしゃるといったことで、市町のほうも御苦労をなさっているというお話もお伺いしているところでございます。

ただ、社会福祉協議会でありますとか、介護支援専門員につきましても、守秘義務と申しますか、プライバシーの保護というのが片やかかっているところもございまして。そういった面で実際の運用で苦労されているというふうに理解しておりますけれども、一部の取り組みといたしましては、そういった民生委員でありますとか、自治会の方、自主防災組織の方、あとは介護支援専門員とか地域包括支援センターの方、こういった方々が横の連絡の中で、その方に対してキーマンとなる方を探して、ある程度、この方のお話であれば何となく聞いてくださるだろうという方を探して説得するような取り組みをなさっているというようなこともお伺いするところであります。

いずれにしましても、こういった各市町の取り組みでありますとか、国における先駆的なものを情報収集いたしまして、市町と一緒に個別計画の策定について進めていきたいと思っております。

○要望（三好委員） きょうは触れませんが、今、医療、介護の制度もこれから大きく変わろうとしておりますし、その中で本当に細かい対応が必要になってくるのがたくさんあると思います。また、昨日は宮城県の日和幼稚園の判決も出ましたけれども、避難

ということについては大変大きい注目が集まっておりますし、厳しい目も注がれると思
いますので、こうしたことも国と県と市町がしっかりと協力して、いいものになるよう、でき
るだけ早く取り組んでいただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。